

# 熊本県公報

号外 第 5 号  
平成 20 年 3 月 6 日 (木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額……………(選挙管理委員会) 1
- 選挙時登録における直接請求の連署基準数……………( " ) 1
- "……………( " ) 1

### 登 載 依 頼

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 36 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定により、平成 20 年 3 月 23 日執行の熊本県知事選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

34,675,200 円

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 37 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	29,930
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	316,076
その総数の 3 分の 1	498,818

#### 熊本県選挙管理委員会告示第 38 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数(40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成 20 年 3 月 6 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	155,076
八代市・八代郡選挙区	40,954
人吉市選挙区	9,955
荒尾市選挙区	15,554
水俣市選挙区	7,898
玉名市選挙区	19,439
天草市・天草郡選挙区	28,910
山鹿市選挙区	16,059
菊池市選挙区	14,137
宇土市選挙区	10,252
上天草市選挙区	9,257
宇城市選挙区	17,359

阿蘇市選挙区	8,162
合志市選挙区	14,106
下益城郡選挙区	11,146
玉名郡選挙区	12,789
鹿本郡選挙区	8,349
菊池郡選挙区	16,692
阿蘇郡選挙区	11,481
上益城郡選挙区	24,995
葦北郡選挙区	7,386
球磨郡選挙区	17,127